Ｂ　①株式会社上野トラベルサロン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2917号　④株式会社上野トラベルサロン　東京都台東区北上野一丁目５番３号　代表取締役　安藤重雄　⑤本社営業所　東京都台東区北上野１－５－３八木ビル305号　⑥平成１年５月15日　⑧平成28年９月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区北上野一丁目５番３号　株式会社上野トラベルサロン　代表取締役　安藤重雄

Ｃ　①海の京都ＤＭＯ　②第二種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－679号　④一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社　京都府京丹後市大宮町口大野226番地　社長　大同一生　⑤総合企画局　京都府京丹後市大宮町口大野226番地　⑥平成28年７月13日　⑨平成28年10月11日　⑩1100万円　⑪京都府知事　⑫京都府京丹後市大宮町口大野226番地　一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社　社長　大同一生

Ｂ　①佳日ツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2823号　④佳日株式会社　大阪市中央区備後町１－６－１甲賀ビル　代表取締役　孫莉　⑤本社営業所　大阪市中央区備後町１－６－１甲賀ビル301　⑥平成28年５月６日　⑧平成28年９月14日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区備後町１－６－１甲賀ビル　佳日株式会社　代表取締役　孫莉

Ｂ　①エコツアーズ福岡　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－649号　④竹田博行　福岡県糟屋郡志免町南里４丁目８番13―605号　⑤本社営業所　福岡県糟屋郡志免町南里４丁目８番13―605号　⑥平成18年９月12日　⑧平成28年８月21日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県糟屋郡志免町南里４丁目８番13―605号　竹田博行

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社コナン　②第３種旅行業　③香川県知事登録旅行業第３－234号　④株式会社コナン　高知県高知市朝倉丙1204番地　代表取締役　矢野啓司　⑤本社営業所　香川県高松市香南町岡1225－１　⑥平成23年５月27日　⑦平成28年８月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①田畑観光　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－86号　④田畑幸一　高崎市柳川町32番地　⑤本社営業所　高崎市柳川町32番地　⑥昭和46年９月20日　⑦平成28年９月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ヒットツアー　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－487号　④有限会社ヒットツアー　下野市柴1049番地　取締役　海老原一弘　⑤本社営業所　宇都宮市東簗瀬一丁目26－９　⑥平成７年５月25日　⑦平成25年６月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社長良観光バス　②第２種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第２－148号　④有限会社長良観光バス　関市下有知1648番地の１　代表取締役　山田康祐　⑤本社営業所　関市下有知1648番地の１　⑥平成３年12月11日　⑦平成27年12月９日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社スターフライヤー　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－650号　④株式会社スターフライヤー　北九州市小倉南区空港北町６番北九州空港スターフライヤー本社ビル　代表取締役　松石禎己　⑤本社営業所　北九州市小倉南区空港北町６番北九州空港スターフライヤー本社ビル　⑥平成18年９月12日　⑦平成28年９月11日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①有限会社アクセスサーブ　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－261号　④有限会社アクセスサーブ　那覇市田原２－２－12メゾン武１階　代表取締役　元井一郎　⑤アップルチケット小禄店　那覇市田原２－２－12メゾン武１階　⑥平成18年９月21日　⑦平成28年９月16日　沖縄県知事登録旅行業第３－261号　⑧160万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ふじい建物　②北海道知事(3)6730号　③代表取締役　藤井隆志　④札幌市中央区南４条西12丁目1297番地　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦札幌市中央区南４条西12丁目1297番地　有限会社ふじい建物　代表取締役　藤井隆志

①株式会社さくらコーポレーション　②栃木県知事(1)4825　③代表取締役　押川雅幸　④栃木県さくら市鹿子畑字高山1408番地２　⑤1000万円　⑥栃木県知事　⑦栃木県さくら市鹿子畑字高山1408番地２　株式会社さくらコーポレーション　代表取締役　押川雅幸